

平成26年度
経営状況説明書

事業計画・収支予算

公益財団法人長崎市体育協会

目 次

| | |
|--------------------------|-----|
| 平成26年度公益財団法人長崎市体育協会事業方針 | 1 |
| 平成26年度公益財団法人長崎市体育協会事業計画 | 2～5 |
| 平成26年度公益財団法人長崎市体育協会収支予算書 | 6～7 |

[参考]

| | |
|-----------------------|----|
| 公益財団法人長崎市体育協会基本財産受入状況 | 8 |
| 公益財団法人長崎市体育協会定款（抜粋） | 9 |
| 地方自治法・地方自治法施行令（抜粋） | 10 |
| 公益財団法人長崎市体育協会設立までの経過 | 10 |
| 公益財団法人長崎市体育協会役員名簿 | 11 |

平成26年度公益財団法人長崎市体育協会事業方針

公益財団法人長崎市体育協会は、昭和21年に長崎市体育協会として創立して以来68周年となり、平成2年の法人化から25年目を迎える。

本協会は、長崎市におけるアマチュアスポーツを統括する団体として、48加盟団体及び長崎市スポーツ少年団はもとより、その他のスポーツ・レクリエーション関係機関及び団体との緊密な連携のもとに、長崎市におけるスポーツ・レクリエーションの普及・振興を図りながら、市民の体力向上・健康増進に寄与する目的を達成するために、競技力向上対策事業をはじめジュニアスポーツ対策事業など13事業を実施する計画である。

なかでもジュニア層の競技力向上対策については、平成10年度から取り組みを始めて、長崎ゆめ総体に引き続き長崎国体を目標に、小・中学生を中心としたジュニア層の育成に力を注いできた。

平成25年度の国民体育大会における天皇杯順位は、昨年の20位から10位と大躍進を遂げ、本年の長崎がんばらんば国体開催に向け、よい弾みとなった。長崎国体開催時に主力選手となるジュニア層のさらなる競技力向上を最重点事業に定め、本協会と長崎市並びに競技団体が一丸となって、昨年同様、長崎国体に向けた即効性のある育成強化を計画的に推進するとともに、国体後も東京オリンピックなどの大型スポーツイベントが控えており、事業計画に基づいて各種スポーツの普及・振興事業に取り組んで行く。

市民の健康保持・増進を目的とした生涯スポーツへの関心が高まっている中で、平和公園一帯に存する陸上競技場等の競技施設は長崎国体開催に向け、再整備が進んだ。他のスポーツ施設についても長崎市に対し、各種競技の今日的な課題とニーズに即応するとともに、市民が快適にスポーツに親しむことができるような施設整備とそれを効率的に利用できるようお願いする。

本協会の財政状況は、基本財産運用収入や駐車場事業等からの収入が安定し、順調な財政運営が続いているものの、自主財源の増額確保が望めない状況では、依然として長崎市からの運営費補助に頼っているのが現状であることから、長崎市からの補助・受託事業はもとより全ての事務事業において節減を図り、計画的により健全な協会運営に努める。

なお本協会は、平成26年4月から公益財団法人に移行する予定であり、以下の事業計画等は、公益財団法人に移行した前提で記載している。

平成26年度公益財団法人長崎市体育協会事業計画

1. 競技力向上対策事業（定款第4条第1項第1号）

加盟団体が主催する強化練習及び講習会等の経費を実施団体へ助成し、国体種目の競技力向上並びに全種目の普及を図る。

① 国体種目競技力向上対策事業

種 目：34競技

対象事業：強化練習、遠征試合等

② スポーツ普及事業

種 目：45競技

対象事業：スポーツ教室、実技講習会等

③ 国体現地激励事業

派遣人員：役員等

派遣先：長崎市内

※ 県民体育大会派遣事業（定款第4条第1項第3号）

長崎がんばらば国体のため開催しない。

2. ジュニアスポーツ対策事業（定款第4条第1項第1号・第2号・第4号）

ジュニア層の競技力が向上したことで、本市の各層全体の競技力向上にその成果が現れてきている。

長崎がんばらば国体に向けて、ジュニア層に対し、即効性のある競技力向上対策を強力に推進するとともに、スポーツを通して青少年の心身の健全育成を図るため、スポーツ教室等を開催してジュニアスポーツを推進する。

長崎国体後も2019年のラグビーワールドカップ、2020年の東京オリンピックなどの大型スポーツイベントが控えており、引き続き加盟団体と連携し、組織的、計画的にジュニア層の育成に取り組む。

種 目：44競技

対象事業：小・中学生・高校生を対象とした強化練習・合宿、遠征試合、優秀チーム・指導者招致及びスポーツ教室等

3. 国民体育大会選手派遣費補助事業（定款第4条第1項第3号）

国民体育大会九州ブロック大会及び本国体に出場する本市の監督・選手に対して、派遣費を補助し激励する。

補助額：本国体 1人につき 5,000円

※ 市民体育・レクリエーション祭受託事業（定款第4条第1項第2号）

長崎がんばらば国体のため開催しない。

4. 長崎新春駅伝受託事業（定款第4条第1項第2号）

多数の市民に走る楽しさ等の機会を提供するため、長崎市との共催による新春駅伝を開催する。

期 日：平成27年1月4日（日）

会 場：長崎市総合運動公園かきどまり陸上競技場・園内道路

種 目：一般の部（男子・女子）・高校生の部（男子・女子）・中学生の部（男子・女子）・・・

・・・・・・・・・・6区間18.68Km

小学生高学年の部（4～6年生男女混合可）・小学生低学年の部（1～3年生男

女混合可）・・・4区間4.9Km

5. トレーニング室受託事業（定款第4条第1項第9号）

長崎市から市民会館トレーニング室の運営を受託し、市民の気軽な利用に供するとともに、適切なトレーニングの指導を行う。

所在地：長崎市魚の町5-1 市民会館6階 TEL825-1400（内6452）

従事職員：指導員3人（交替勤務）

施設内容：コンビネーションマシン他各種トレーニング機器

営業時間：月曜～土曜日・・・10時～20時30分

日曜日・祝日・・・10時～16時

休業日：12/29～1/3

6. 指導者養成事業（定款第4条第1項第4号）

指導者の育成・資質の向上を図るため、加盟団体が主催する研修会及び講習会等開催経費の一部を助成する。

対象団体：全加盟団体

対象事業：指導者研修会・審判講習会等

7. スポーツ教室開催事業（定款第4条第1項第2号）

スポーツをする市民の拡大・競技力の向上を図るため、加盟団体が主催するスポーツ教室等開催経費の一部を助成する。

対象団体：全加盟団体

対象事業：市民対象のスポーツ教室、実技講習会等

8. 広報事業（定款第4条第1項第7号）

市民にスポーツへの興味と関心を抱かせ、スポーツ行事への理解と参加を促すため、体育協会の事業やスポーツ関連情報を広報し、スポーツの普及・振興を図る。

広報紙名：[スポーツタウンながさき]

9. 表彰事業（定款第4条第1項第8号）

スポーツの振興に顕著な功績があった市民及び優良団体を表彰する。例年、市民体育・レクリエーション祭の開会式において表彰式を行っていたが、本年度は市民体育・レクリエーション祭は開催しないため、表彰式の会場については関係団体競技と協議のうえ、決定する。

10. 駐車場事業（定款第4条第3項第2号）

長崎市から茂里町高架道路下市道用地の占用許可を受け、賛助会員が平和公園運動施設等を利用する場合の駐車場の便宜を図る。

駐車可能台数：63台

駐車可能時間：早朝～22時

11. 自動販売機事業（定款第4条第3項第1号）

市営スポーツ施設・茂里町駐車場内に自動販売機を設置し、施設利用者の便宜を図る。

設置個所・台数：市民総合プール 6台

市民木鉢プール 1台

諏訪体育館 1台

茂里町駐車場 1台

12. スポーツに関する相談・後援等の協力（定款第4条第1項第6号）

スポーツに関する相談を受け、各種スポーツ大会への後援等により、側面からスポーツの普及・振興をサポートする。

13. 会 議（定款第4条第1項第10号）

協会の円滑な運営と事業の適切な展開を期するため、評議員会、理事会、専門委員会等の諸会議を開催する。

| 開催予定時期 | 理 事 会 | 評議員会 | 表彰審査委員会 | その他の会議 |
|---------|--------|---------|--------------|--------------|
| 平成26年4月 | 第1回理事会 | 第1回評議員会 | | 四役会議 |
| 5月 | | | | ジュニア対策協議会 |
| 6月 | | | | スポーツ少年団本部委員会 |
| 8月 | 第2回理事会 | | 第1回表彰審査委員会 | |
| 11月 | 第3回理事会 | | | 加盟団体連絡委員会 |
| 平成27年1月 | 第4回理事会 | | 第2回表彰審査委員会 | 広報委員会・四役会議 |
| 2月 | | 第2回評議員会 | | 広報委員会 |
| 3月 | | | スポーツ少年団本部委員会 | |

その他、必要の都度諸会議を開催する。